ASEAN主要国の商標登録におけるファストトラック・オプション

2021年06月21日 執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

ASEAN主要国(シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン)では、下記のとおり商標登録出願の件数が増加し、一部の国で<u>商標出願</u>から商標登録までの期間が長期化しています。

本稿では、当該国の監督庁及び監督局(本稿では「特許庁」と言い換えます)が運用する、審査を早めるためのファストトラック・オプションを御案内致します。

①インドネシア

商標出願件数: 4 5 9 千件(2004年) \Rightarrow 約 6 5 2 千件(2019年) 商標登録までの平均期間: 1.6 4 5 4 (2004年) \Rightarrow 3.4 4 (2019年)

②タイ

商標出願件数:約3万6千件(2004年) → 約4万7千件(2019年) 商標登録までの平均期間:1.6年(2004年) → 2.6年(2019年)

③ベトナム

商標出願件数:約1万7千件(2004年) \Rightarrow 約6万2千件(2019年) 商標登録までの平均期間:1.9年(2004年) \Rightarrow 2.1年(2019年)

④シンガポール

商標出願件数:約1万8千件(2004年) \rightarrow 約2万6千件(2019年) 商標登録までの平均期間:1.7年(2004年) \rightarrow 1.4年(2019年)

⑤マレーシア

商標出願件数:約2万7百件(2004年) \rightarrow 約4万6千件(2019年) 商標登録までの平均期間:4.7年(2004年) \rightarrow 2.1年(2018年)

⑥フィリピン

商標出願件数:約1万2千件(2004年) \Rightarrow 約3万7千件(2019年) 商標登録までの平均期間:5.2年(2004年) \Rightarrow 1.1年(2019年)

出典

令和2年度_商標出願動向調査報告書,特許庁,令和3年3月発行 平成15年度_商標出願動向調査報告書,特許庁,平成16年3月発行 ASEAN産業財産権データベースから得られる統計情報,JETRO,2021年3月発行

2 ファストトラック・オプション

2. 1 インドネシアの場合

①出願から登録までの手順

願書等の書類を特許庁に提出します。特許庁は、提出書類の方式を確認し、方式に不備がない場合、出願があった旨を出願公告します。特許庁は、出願公告から所定期間中、第三者からの異議申立を待ちます。特許庁は、異議申立を処理した後、商標の登録要件の<u>実体審査を開始</u>し、要件に不備がある場合、応答期間を設けて出願人からの応答手続を待ちます。特許庁は、要件を具備する場合、商標登録を行います。

②ファストトラック・オプションを適用する手順 現在、オプションがありません。

2. 2 タイの場合

①出願から登録までの手順

願書等の書類を特許庁に提出します。特許庁は、提出書類の方式を確認し、方式に不備がない場合、商標の登録要件の<u>実体審査を開始</u>します。特許庁は、要件に不備がある場合、応答期間を設けて出願人からの応答手続を待ちます。特許庁は、要件を具備する場合、登録許可する旨を公告し、公告期間中、第三者からの異議申立を待ちます。特許庁は、当該異議申立を処理した後、登録料の納付があったとき、商標登録を行います。

②ファストトラック・オプションを適用する手順

2021年04月にファストトラック・オプションが導入されました。10個以内の指定商品(指定役務)を有する等の幾つかの要件を満たす商標出願に対してオプションが認められます。

2. 3 ベトナムの場合

①出願から登録までの手順

願書等の書類を特許庁に提出します。特許庁は、提出書類の方式を確認し、方式に不備がない場合、出願があった旨を出願公開します。特許庁は、出願公開から所定期間内に商標の登録要件の<u>実体審査を開始</u>し、要件に不備がある場合、応答期間を設けて出願人からの応答手続を待ちます。特許庁は、要件を具備する場合、登録許可の通知を出願人に送達し、登録料の納付等があったとき、商標登録を行います。

②ファストトラック・オプションを適用する手順

法律上の規定がありません。しかしながら実務上、「侵害品が存在する」「業務上の要求による」等の所定の事案に限り、オプションが認められています。オプションが適用されることで1ヶ月~3ヶ月程度の短縮がなされます。

2. 4 シンガポールの場合

①出願から登録までの手順

願書等の書類を特許庁に提出します。特許庁は、提出書類の方式を確認し、方式に不備がない場合、商標の登録要件の<u>実体審査を開始</u>します。特許庁は、要件に不備がある場合、応答期間を設けて出願人からの応答手続を待ちます。出願人は、要件を具備する場合、登録許可する旨を公告し、公告期間中、第三者からの異議申立を待ちます。特許庁は、当該異議申立を処理した後、商標登録を行います。

②ファストトラック・オプションを適用する手順

2020年05月に運用開始された特許出願の早期審査オプションに付随する形で、商標のオプションが認められています。特許出願に関連する商標の早期審査を請求することで期間の短縮がなされます。

ただしオプションは、<u>シンガポールを第1国目の出願とする特許出願に関連する商</u>標に限られており、利用可能な商標が非常に限定されています。

2.5 マレーシアの場合

①出願から登録までの手順

願書等の書類を特許庁に提出します。特許庁は、提出書類の方式を確認し、方式に不備がない場合、商標の登録要件の<u>実体審査を開始</u>します。特許庁は、要件に不備がある場合、応答期間を設けて出願人からの応答手続を待ちます。特許庁は、要件を具備する場合、登録許可する旨を公告し、公告期間中、第三者からの異議申立を待ちます。特許庁は、当該異議申立を処理した後、登録料の納付があったとき、商標登録を行います。

②ファストトラック・オプションを適用する手順

2019 年改正の商標法 17 条及び規則 8 で規定されており、「侵害の虞ある」等の所 定の事案に限り、オプションが認められています。申請書、手数料及び早期理由の証 拠資料を特許庁に納めることで期間の短縮がなされます。

2. 6 フィリピンの場合

①出願から登録までの手順

願書等の書類を特許庁に提出します。特許庁は、所定の手数料が納付されたとき に出願日を認定し、提出書類の方式を確認し、方式に不備がない場合、商標の登録要 件の<u>実体審査を開始</u>します。特許庁は、要件に不備がある場合、応答期間を設けて出 願人からの応答手続を待ちます。特許庁は、要件を具備する場合、登録許可する旨を 公告し、公告期間中、第三者からの異議申立を待ちます。特許庁は、当該異議申立を 処理した後、商標登録を行います。

②ファストトラック・オプションを適用する手順

商標規則 601 で規定されていますが、「過去登録されていた商標の再出願」等のケ 一スに限られており、利用可能な商標が非常に限定されています。

3 結び

ASEAN 主要国に限らず日本の特許庁でも、商標登録までの期間が長期化しておりファストトラック・オプションが導入されています。可能な限りファストトラック・オプションを活用することで、早期に商標登録をすることが大切です。

御不明な点がありましたらお気軽に弊所に御相談下さい。

以上